

重要事項説明書

あなたの（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供にあたり、横須賀市条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業所の概要

名称・法人種別	医療法人社団 聖ルカ会
代表者名	猪狩 康裕
所在地・電話	神奈川県横須賀市野比 5-7-2 電話：046-849-1570
業務の概要	パシフィックホスピタル【療養病棟 医療保険】
事業所内容	居宅介護支援事業所【聖ルカ会介護保険センター】

2 事業所の概要

事業所名	聖ルカ会介護保険センター
所在地	神奈川県横須賀市野比 5-7-2
事業者指定番号	横須賀市 1471900173 号
連絡先	〒239-0841 神奈川県横須賀市野比 5-7-2 パシフィックホスピタル内 電話：046-849-1586 FAX：046-849-1773
管理者の氏名	率川 多美江
サービス提供地域	横須賀市の一部（久里浜台、長瀬、久比里、若宮台、舟倉、内川、内川新田、佐原、岩戸、久村、久里浜、神明町、ハイランド、野比、栗田、光の丘、長沢、グリーンハイツ、津久井、池田町、大矢部、西浦賀、吉井）の地域とする。 それ以外は相談時対応

3 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者：主任介護支援 専門員・社会福祉士	○事業所管理全般○利用者からの苦情に対する処理 ○居宅サービス計画書策定・変更	1名(常勤)
主任介護支援 専門員	○居宅サービス計画策定・変更 ○介護支援専門員への指導・支援	1名(常勤専従1名)
介護支援専門員	○居宅サービス計画策定・変更	1名(常勤専従)

4 営業時間

区 分	平 日	土 曜 日	休 祭 日
営業時間	8 : 30～17 : 00	8 : 30～17 : 00	休 み

※年末年始（12/29～1/3）は休みとさせていただきます。

※営業時間以外は、転送電話等により 24 時間連絡が可能な体制となっています。

5 サービスの内容

- (1) 事業者（居宅介護支援事業者）は、利用者の心身の状況など適切な方法により把握の上、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境などに応じて、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者の選択に基づき、適切なサービスが、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に総合的且つ効率的に提供されるよう努力いたします。
- (3) 事業者は、利用者に対し、ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介をし、ケアプランに位置づけた理由について説明を行います。
- (4) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように行うとともに、医療サービスとの連携に配慮いたします。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者（介護者や家族）への訪問によるモニタリング（居宅サービス計画の実施状況の把握）や、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、適正な情報を得て、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

※モニタリングは特段の事情がある場合を除き、少なくとも 1 月に 1 回は利用者の居宅を訪問して、利用者に対面する事と定められております。

- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明などを行います。

6 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次の通りです。ご不明な点やご要望などがありましたら、どんなことでもお寄せください。ただし、ご相談の上、担当が変更となる場合がございます。

担当者氏名：_____

連絡先（電話）：046-849-1586

医療機関へのご入院の際には、連携促進のため担当者氏名・連絡先をお伝え下さい。

7 個人情報の保護について

当事業所は個人情報保護に関する法令及びその他の規範を厳守し、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会責務と考えます。

また、居宅サービス計画の作成や事業所との連絡等、必要最小限の範囲で個人情報を使用する場合には、利用目的を説明の上、相談者からの同意を受けて使用させていただきます。

8 市町村への届出

この居宅支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは上記の介護支援専門員にご相談ください。

9 サービス利用料及び利用負担

居宅介護支援においては全額介護保険給付の対象となるものです。原則利用者の負担はありません。

※ただし介護保険が適応される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には一旦料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を横須賀市の窓口に提出すると払い戻される場合があります。

《居宅介護支援の利用料》

算定項目	内容	1 か月あたりの利用料
居宅介護支援費（i）	要介護 1・2	11772 円
	要介護 3・4・5	15295 円
介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 44 件を超えた場合 44 件を超えた部分について（ii）算定 要介護 1・2 5869 円 要介護 3・4・5 7631 円 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 60 件を超えた場合 60 件を超えた部分について（iii） 要介護 1・2 3533 円 要介護 3・4・5 4574 円		
特定事業所加算Ⅲ	1. 主任介護支援専門員の配置並びに常勤専従の介護支援専門員 2 名以上を配置している 2. 定期的な会議・計画的な研修の開催 3. 24 時間連絡体制の整備 4. 特定事業所集中減算の適用なし 5. 1 人当たりの担当が 45 件以上でない 6. 地域包括支援センターから支援困難事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供	+3,051 円
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する場合に算定	+3,252 円
入院時情報連携加算	入院した日のうちに情報を提供した場合に算定	+2,710 円
	入院してから 3 日以内に情報を提供した場合に算定	+2,168 円
退院・退所加算	病院等の職員と面談を行い、情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成した場合に算定（回数により算定）	+4,878 円 ～ +9,756 円
通院時情報連携加算	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合	+542 円

10 同一事業所のサービス提供割合

当事業所の居宅介護計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙（特定事業所重要事項説明書）のとおりである。

11 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のため の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 月に 1 回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のため の指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

12 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施 するよう努めます。定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて 業務継続計画の変更を行います。

13 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次 の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的 to 開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

14 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

15 キャンセル等

- (1) 利用者がこの居宅介護支援に関わる訪問調査、居宅サービス契約の作成や変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼を取り消す場合は、速やかに担当者までご連絡下さい。
- (2) 利用者は、1 週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。（契約書第 6 条）
- (3) サービス提供のキャンセル又は契約の解約にも、キャンセル料等必要ありません。

16 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所利用者相談窓口	電話：046-849-1586 FAX：046-849-1773 相談員（責任者）：率川 多美江 対応時間：月～土（祝日を除く）8：30～17：00
-------------	---

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横須賀市介護保険相談窓口 民生局福祉こども部介護保険課 保険給付係	所在地：横須賀市小川町 11 電話番号：046-822-8253 F A X：046-827-8845 受付時間：月～金（祝日を除く）8：30～17：15
神奈川県国民健康保険団体連合 会（国保連）	所在地：横浜市西区楠町 27-1 電話番号：045-329-3447 受付時間：月～金（祝日を除く）8：30～17：15